令和５年度とくしま「冬の阿波おどり」企画旅行助成事業実施要綱

（事業の目的及び内容）

第１条　この事業は、徳島県への観光誘客を促進するため、旅行会社が造成する「阿波おどり」を初めとした徳島の歴史・文化関連施設を組み込んだ冬期企画旅行商品に対して、経費の一部を助成することにより、徳島県への旅行商品の造成を促進しようとするものです。

（助成対象者）

第２条　次条の助成要件を満たす徳島県への「募集型・受注型企画旅行」を催行した旅行業法（昭和２７年法律第２３９号）第３条の規定に基づく登録を受けている旅行会社に対し、予算の範囲内で助成します。

（助成要件）

第３条　以下の要件を満たし、事前に一般財団法人徳島県観光協会理事長（以下「理事長」といいます。）に助成金を申請し、理事長が承認した旅行商品を対象とします。ただし、徳島県による他の助成事業（別表１）との重複は認めません。

（１）令和５年１１月１日（水）から令和６年２月２９日（木）までの間（宿泊日基準）に、徳島県内の宿泊施設に宿泊すること。

（２）宿泊施設等において当旅行商品限定の「阿波おどり公演」の実施、または阿波おどり会館（徳島市）における「阿波おどり公演」の観覧を旅行商品に組入れすること。
ただし、宿泊施設等での「阿波おどり公演」は、県内の阿波おどり連を利用することとし、また、阿波おどり会館における公演の観覧に係る経費については、特別公演（貸し切り）を除いて加算の対象外とする。

（３）徳島県内の徳島の歴史・文化関連施設で１ヶ所以上の観光を伴うこと。

（４）アンケートに回答すること。

（５）原則として添乗員が同行し、催行人数は２０人以上（添乗員等除く。）であること。ただし、出発地が北海道、東北地方、九州・沖縄地方である場合は１０人以上でも可とする。

（助成金額）

第４条　助成金額は、承認した１旅行商品について以下のとおりとします。

助成種別	助成対象	助成金額（上限）
募集型・ 受注型企画旅行	【基本助成】	４万円
	【加算①】 県内で2泊以上	６万円×県内での２泊以上の宿泊日数 （県内での総宿泊日数－１）
	【加算②】 宿泊施設等において当旅行商品限定 「阿波おどり公演」の実施	実費相当（阿波おどり連の出演料に限る） 上限：１５万円／１回の公演
	【加算③】 阿波おどり会館において、 「特別公演（貸し切り）」の実施	実費全額

（申請）

第5条　助成金を申請しようとする者（以下「申請者」といいます。）は、原則として出発日の1ヶ月前までに助成金交付申請書（第1号様式）及び添付書類を理事長に郵送等により提出してください。

（助成の決定）

第6条　理事長は、申請に基づき助成の可否を決定し、申請者に対し通知するものとします。

（事業の変更等）
第7条　申請者は、助成事業の内容を変更する場合、予定の期間に事業が完了しないと見込まれる場合または事業を廃止する場合は、速やかに変更承認申請書（第2号様式）または廃止届（第3号様式）を提出し、理事長の承認を受けてください。

（実績報告）
第8条　申請者は、助成事業終了後１４日以内に実績報告書（第4号様式）、請求書（第5号様式）及び添付書類を理事長に郵送等により提出してください。なお、期限までに提出がない場合は、助成金を受領する権利を自ら放棄したものとみなすことがあります。

（助成金の交付）
第9条　理事長は、前条の実績報告が適当と認められたときは、助成金の額を確定し、助成金を交付します。

（交付の取消）
第１０条　助成金の交付決定後もしくは確定後においても、申請もしくは報告内容に虚偽が認められるときは、理事長は原則として当該交付決定を取り消すこととし、既に助成金が交付されているときは、その返還を求めることとします。

（関係書類の整備）
第１１条　申請者は、助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了年度の翌年から5年間保管してください。

（遵守事項）
第１２条　感染症の感染予防・拡大防止策を適切に講じてください。

（その他）
第１３条　この要綱に定めのない事項については、理事長が別に定めるものとします。

附則　この要綱は、令和5年１０月１６日から施行します。

別表１（第３条関係）徳島県による他の助成事業

事業名称	問合せ先
徳島観光すいすい（貸切バス料金）助成事業	（一財）徳島県観光協会
徳島阿波おどり空港団体旅行助成事業	徳島空港利用促進協議会
四国ツーリズム創造機構による助成事業	（一社）四国ツーリズム創造機構

※事業名称等については、変更となる場合があります。
※上記以外にも重複での申請が認められない助成事業がある場合がございますので、他の助成事業との併用をお考えの場合は、申請前に必ずご確認ください。